

マンション管理士前島 事務所通信

2019年(令和元年)5月25日
第00066号(隔月発行)

編集／発行者：前島 英史
住所：京都市下京区西洞院通花屋町上ル
西側町 483 六条荘 1C
電話：075-744-0918
URL：<http://www.mankan-mae.jimdo.com>

損害金含む「返済能力なし」と判断 未払い金

し、同年4月勝訴判決を得た。判決では元本約68万5000円と弁護士費用約22万円に加え、遅延損害金の支払いが命じられた。翌16年、確定判決を債務名義として管理組合は強制競売に着手。強制競売開始決定にこぎ着けたが、買い受け可能価額が優先債権の見込み額に満たない「無剰余」となり、競売を取り下げた。17年には不動産執行に踏み切ったが、執行不能に終わったため、同年1月、臨時総会で「59条競売」を可決し、18年5月、東京地裁に提訴した。

していいる。この時点で
の滞納金額は、遅延損害
金・弁護士費用を除
き約 136 万円だつ
た。

法廷で区分所有者は
「第三者から 500
万円の返金が見込まれ
ておりそれで返済す
る」「これ以上滞納しな
いよう近時は管理費等
を支払つていい」など
と訴え、争う構えを見
せている。

判決で鈴木裁判官は
まず、管理費等の滞納
は区分所有法 6 条 1 項
の「区分所有者の共同
の利益に反する行為に
当たる」と認定した上
で、強制競売や強制執
行が不発に終わった経

4月29日の付地再生検討会で示されたまとめ案では「改修・建て替えに次ぐマンションの再生手法としてマンション敷地売却制度の対象を拡大すべきとの声がある」とし、マンション建替え円滑化法上の「除却認定」実績を明らかにしている。まとめ案によれば、昨年11月現在「要除却認定」を受けたマンションは全国で14件。検討中案件は34件に上った（下表参

制度実施状況

○除却の必要性 に係る認定	14 件	(※)
うち、買い受 け計画の認定	4 件	—
○検討中案件	34 件	—

(※) 14 件の内訳

- マンション敷地売却制度活用
6件
 - マンション敷地売却制度
決議可決済み済み 4件
 - 検討中 2件（うち容積率
緩和1件）
 - 建て替え制度活用 5件
 - 建て替え決議可決済み 2
件（うち容積率緩和2件）
 - 検討中 3件（うち容積率
緩和2件）
 - 耐震改修 1件
 - 幅広く検討中 2件

月在団地の団地が建てる者へ 14件が「要除却認定」

14件が「要除却認定」

建替え円滑化法
0 2 2 0 平方メートル 約9
0 0 平方メートル。

長期間にわたって滞納していた管理費等の支払競売の可否が争われた裁判の判決が3月4日、納分の支払いに充てることのできる資産は保有し区分所有法59条に基づく競売と管理規約による判断を言い渡した。判決は確定している。

緯を考慮。管理費等の滞納による「区分所有権」は著しいと評価され、「払いを再開した区分所有者に対する「59条、東京地裁であつた。鈴木友一裁判官は「滞していいない」と判断し、管理組合の請求通りづく弁護士費用約36万円の支払いを認め

59 管理費滞納請求で

管理組合が勝訴

3/4 東京地裁

し、競売以外の方法では障害を除去して共同生活の維持を図ることは困難だと結論付けた。

区分所有者に滞納額を返済するだけの資産はない、と判断した。

「近時は管理費等を支払っている」との主張に対しても支払いは続けているものとの、滞納分の支払いに充てることのできる資産は保有していないし、自らの収入等から資金を

調達できる見込みもない」と退けた。
「第三者からの返金の見込みがある」などの点については具体的な裏付け資料は何ら提出されておらず、訴訟提起から頭弁論終結時に至るまで資金調達が実現していない点から、「今後も実現可能性は乏しい」と一蹴している。(マンショングラフ)号)

利用率低下受け

付帯業務駐車場
合致減OK
東京都

主な認定基準

東京都

- ア 既存駐車場の利用実績が、基準台数を上回っていないこと
①区分所有者と管理組合の駐車場使用に係る契約の管理台帳（過去3年間程度）から確認できる居住者用駐車場の最大利用実績台数と荷さばき、外来者用等の既存共用駐車場の台数の合計が基準台数未満であること
②荷さばき、外来者等の自動車による路上駐車違反の実態がないこと

イ 駐車場管理運営計画において適切な駐車施設が確保されること
①駐車場管理運営計画において、居住者用駐車場の種別ごとに、最大利用実績台数および最大利用予定台数を上回る必要台数の駐車場が計画されていること（最大利用予定台数は、区分所有者の意向調査等を基に算定するものとする。また、計画される駐車場の台数には、現行条例に規定する車室の規模の基準に適合する駐車場を算入するものとするが、既存駐車場を存続させる場合は、当該駐車場の台数をすべて算入可能とする）
②荷さばき、外来者用等の共用駐車場が撤去されないこと
③既存駐車場を撤去する部分について、跡地の利用計画が関係法令に適合していること
④（略）

ウ 管理組合により駐車場が適正に管理されること
①駐車場管理運営計画に基づく駐車場の管理や使用を担保するため、管理規約（当該規約に基づく細則を含む）に、以下の内容が規定されていること
 - 管理組合による駐車場の管理… i（略） ii 居住者用駐車場の使用者は管理組合が選定し、不適切な使用があった場合は、駐車場の使用を停止すること iii （略） iv 管理組合は、居住者用駐車場の利用状況を隨時把握し、記録を作成すること（3年間保存）
 - 駐車場使用の制限… v 居住者用駐車場は、原則として、区分所有者以外の使用を禁止すること vi （略）
 - 駐車場使用状況の検証… vii - viii （略）

エ 分譲マンション以外の部分については、原則、条例の規定通りの駐車台数を確保すること
①（略）

認定にあたっての留意点（抜粋）

付置義務駐車台数の緩和により、付置が不要となった居住者用駐車場を撤去せずに、外部に貸し出す場合は、上記(2)の認定基準に加え、当該駐車場の位置をその他の駐車場と区分し、別々に管理することを管理規約に規定することを認定要件とする。

編集後記

(使用者が記入してください)